

長野市自転車活用推進計画案の パブリックコメントの実施について

1. 計画の概要

(1) 計画策定の経緯

【国】平成29年5月1日 「自転車活用推進法」を施行（第11条：県、市町村計画の策定、努力義務）
平成30年6月8日 「自転車活用推進計画」を閣議決定

【県】平成31年3月22日 「長野県自転車活用推進計画」策定

【市】令和2年8月 「長野市自転車活用推進計画」策定（予定）

※『安全で安心な自転車通行空間の整備を推進し、自転車を活用した魅力あるまちづくり』を目指した取組

(2) 計画の対象範囲 長野市内全域を対象

(3) 計画の期間 令和2年度から令和6年度まで 5年間

令和2年4月




都市整備部 交通政策課、地域・市民生活部 地域活動支援課、建設部 道路課

自転車さっそうで「ながの」を早爽と ～自然・健康・家計にやさしいまち～

- ・ 自転車で風を切って爽快に、「ながの」の自然を感じられる
- ・ 日常的に自転車を利用することで、健康増進・環境負荷の低減につながる
- ・ 自家用車から自転車に乗り換えることで、“おさいふ” = 家計にもやさしい

※「早爽（さっそう）」は、自転車で走る早さと、爽快感をイメージした造語。

3. 目標像

-  通勤・通学や買い物などで、自転車が日常的に利用されている。
-  移動距離が5km以内の場合は、自転車が最有力候補となっている。
-  自転車が安全に安心して利用できる まち となっている。

基本方針

1 自転車を活用した
ライフスタイルの定着

施策1 健康増進・環境負荷低減につながる自転車の価値をPR
施策2 自転車通勤等の促進

2 自転車通行空間等の
整備

施策3 通勤・通学路の重点的な整備
施策4 目的やニーズに応じた駐輪場の整備

3 安全に向けた啓発と
賠償責任保険加入の促進

施策5 段階的な交通安全教育の推進
施策6 自転車の交通安全に関する広報啓発活動の推進
施策7 点検整備・自転車保険の加入促進など安全通行の確保
施策8 災害時における自転車の活用推進

4 自転車を活用した
観光振興

施策9 自転車走行環境・サイクリスト受け入れ環境の整備
施策10 サイクリングコースの提案等による、サイクルツーリズムの
推進

5. 自転車ネットワークの構築

(1) 計画目標

長野市自転車活用推進計画の基本的な考え方に基づき、「通勤・通学における通行空間の整備」、「公共交通を活かした通行空間の整備」を計画目標とする。

(2) 計画エリア

市内平野部（都市計画区域）を対象 → 優先整備路線延長 37.9km（うち整備済み 13.3km）

(3) 優先整備路線の選定理由

- ・ アンケート調査に基づく、高校生の利用が特に多い路線
- ・ 公共交通の利用促進に寄与する路線
- ・ サイクリングコースへのアクセスルートとして活用できる路線
- ・ 現在、自転車通行空間の整備を実施中、もしくは計画がある路線

(4) 整備形態（「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」による）

- ・ 「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」
- ・ 「自転車歩行者専用道路」「歩道自転車通行可」

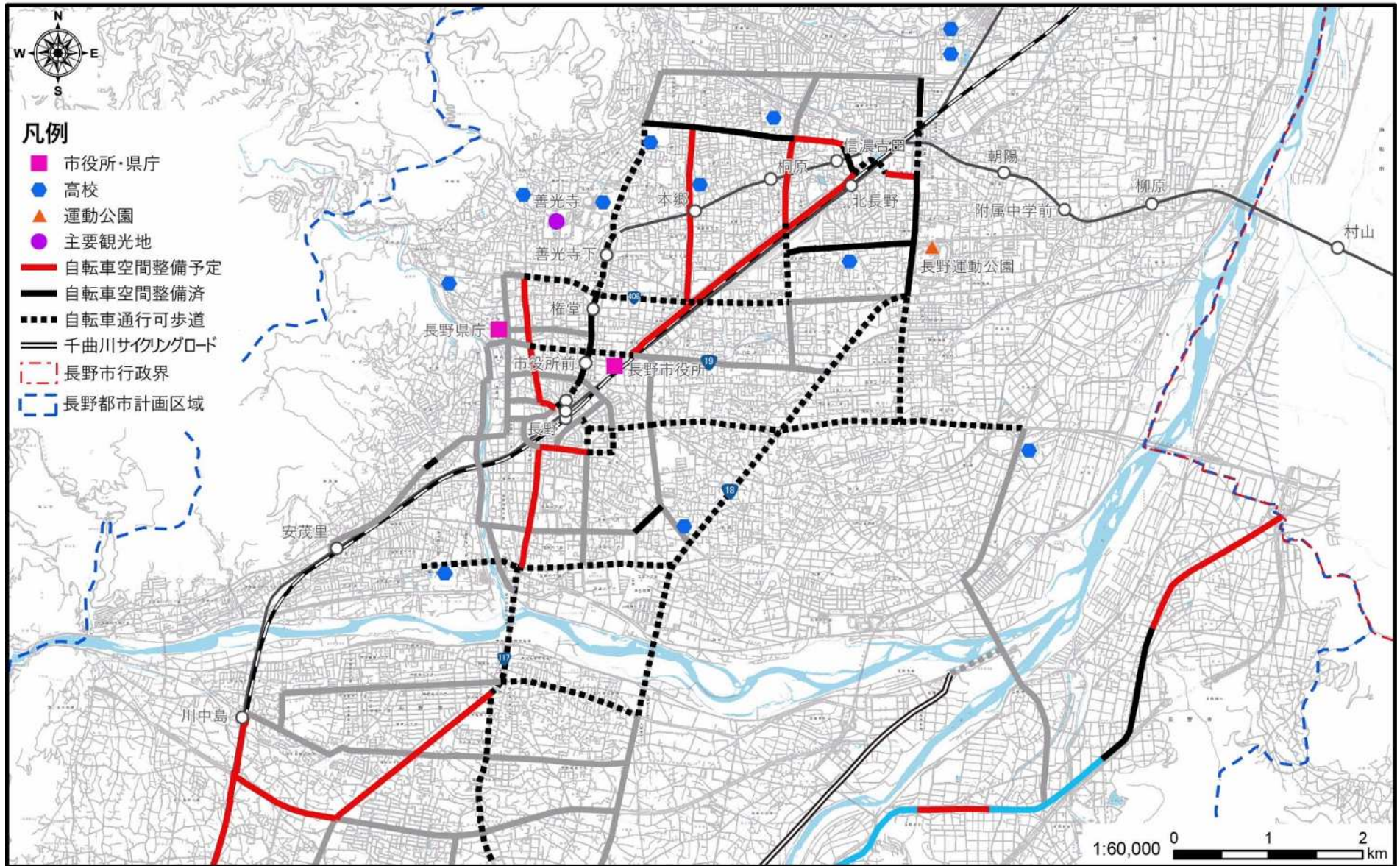
(5) 整備計画

自転車ネットワーク路線の整備は、各路線の道路管理者（国・県・市）が、現状や将来計画等の状況を勘案し、整備形態を決定し整備する。

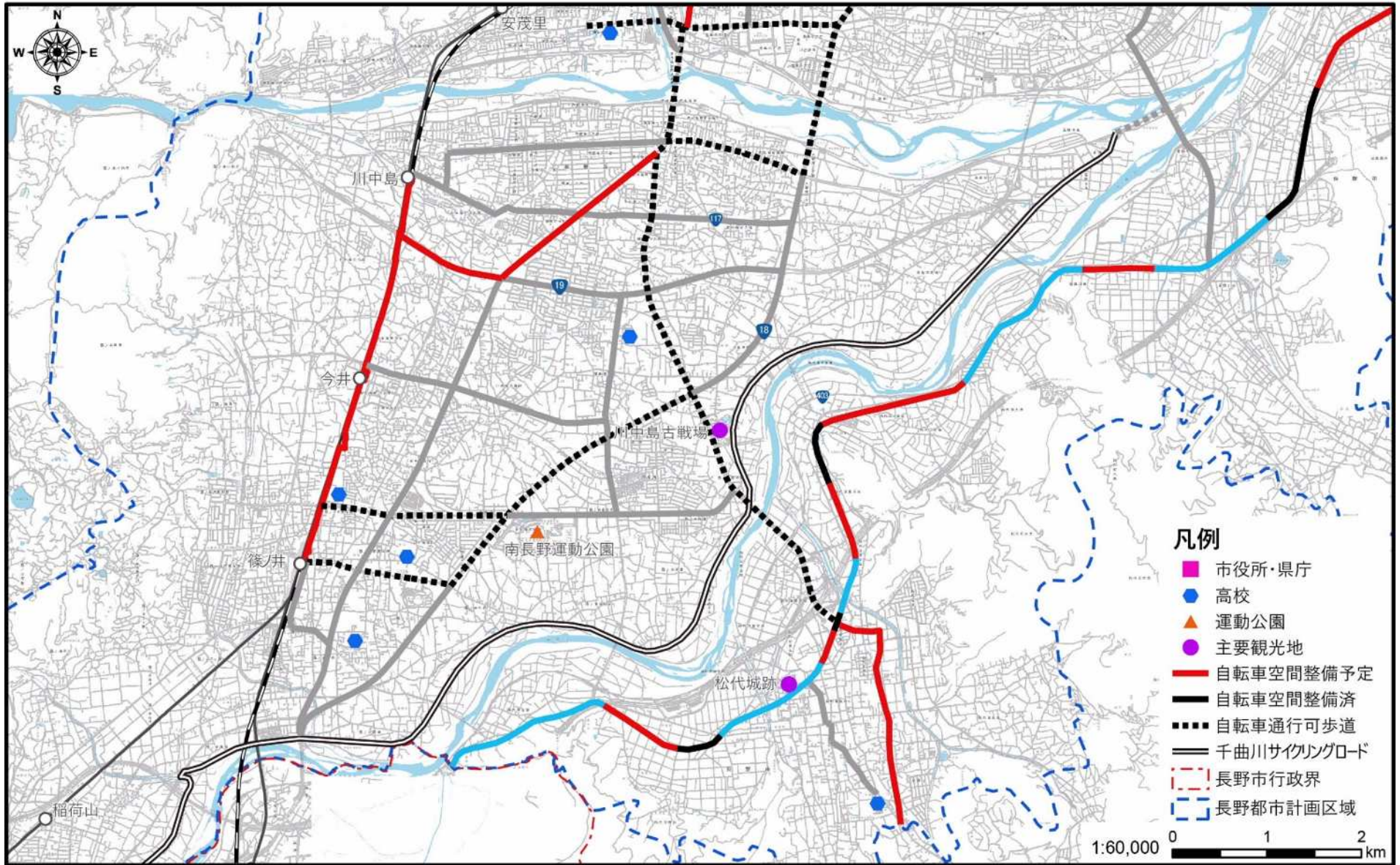


上松吉田線(自転車通行帯)

優先整備路線の整備形態(北部)



優先整備路線の整備形態(南部)



6. 今後のスケジュール

実施日	内 容
令和2年 4月30日	部長会議・支所長会議 説明
5月26日	長野市公共交通活性化・再生協議会 協議
【パブリックコメント】	<ul style="list-style-type: none">・ 募集期間 令和2年5月27日～6月26日・ 閲覧及び意見用紙配布窓口 市ホームページ掲載、交通政策課、各支所・ 提出方法 Eメール、郵送、FAX（交通政策課）、持参（閲覧窓口）
7月 中旬	長野市公共交通活性化・再生協議会 承認
7月31日	部長会議 説明
8月	計画公表（プレスリリース、ホームページ公開）